

郵送でのお申込 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 (③お客様(控)をお手許に保管ください)

IBA利用車番号サービス申込書 (一般ETC車載器用)

IBA使用欄	利用車番号サービス 0809
会員番号	

アイ・ティー・エス事業企画株式会社 (IBA) 御中

私は、以下の費用及びIBAサービスで利用した施設の料金等を本申込書で指定するクレジットカードでIBAに支払うことに同意します。

【初期費用】		
サービス登録料：	無料	…2009年3月31日までお申込の方
【継続費用】		
IBAサービス会費：	0円	…永年無料

高速道路ETC利用に関して、アイ・ティー・エス事業企画株式会社は、一切の責任を負わないものとします。

IBA利用車番号サービスの詳細につきましては、

IBA (URL : <http://www.itsbiz.co.jp> TEL : 03-3211-7174 e-mail : info@itsbiz.co.jp) までお問合せ願います。

私は、IBA利用車番号サービス規約の内容を全て確認し、同規約の条項(個人情報の取扱いに関する条項も含む。)を承認の上、本書にて申込みを行います。

お申込日 西暦 年 月 日

お名前 (法人名)	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日
			性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
ご連絡先	フリガナ					
	ご住所 〒	-				
	TEL ()	FAX ()				
eメール(携帯)	@					
※ 各種ご案内をさせていただきますので、ご登録をお勧めします。						
eメール(PC)	@					
車載器を搭載する お車の登録番号	[例:品川]	[例:555]	[例:あ]	[例:12-34]		
車載器管理番号 ※不明の場合は車検証を お送りください		-		-		
カード会社 ※該当するものに○を つけてください。	ダイナース / JCB / DC / 三井住友 / UFJニコス / UC / AMEX / セゾン / イオン JALカード / トヨタファイナンス / その他VISA / その他MASTER					
※ 本申込書にてご登録頂いたクレジットカードより初期費用・継続費用・ご利用料金等をお引落しさせていただきます。 ※ お申込ご本人名義のクレジットカード(家族カードは可)をご登録ください。						
カード有効期限	年	カード 番号	※一般クレジットカードをご登録下さい。(ETCカードは登録不可)			
提出物	① 利用施設申込書を本申込書と一緒に送ってください。 ② 車載器管理番号が不明の場合は登録するお車の車検証の写しと一緒に送ってください。 ③ フェリーのサービス登録を希望される方は、登録するお車の車検証の写しもお送りください。					

受付店番号

店舗番号	年月日	個別番号

ITS事業企画株式会社

電話 : 03-3211-7174 (平日9:15~17:30 除く年末年始)

e-mail: info@itsbiz.co.jp

URL: <http://www.itsbiz.co.jp>

① IBA

郵送でのお申込 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 (②お客様(控)をお手許に保管ください)

IBA利用車番号サービス利用施設申込書

IBA会員NO. ※既会員の方									
お名前									

お申込日 西暦 年 月 日
(必ずご記入ください)

ご利用希望の施設について選択欄に■印を付けてください。(最大3箇所まで)

※ 同時に利用できる施設は最大3箇所までです。利用車番号サービスでは4箇所以上のご利用はできません。

※ 利用施設を変更する場合は、再度利用施設申込書の提出が必要になります。(変更手数料 税込¥500)

※ 登録施設数が3箇所未滿で、後日、施設を追加する場合、3箇所の登録までは追加手数料は無料です。

※ オートバイはジャンボフェリー・宇高国道フェリーのみご利用できます。

選択欄	所在地	施設名
<input type="checkbox"/>	東京都	秋葉原UDXパーキング
<input type="checkbox"/>	神奈川県	TOYO TIRES ターンパイク (旧：箱根ターンパイク)
<input type="checkbox"/>	大阪府	大阪南港ATC駐車場
<input type="checkbox"/>	兵庫県	神戸空港ターミナル駐車場
<input type="checkbox"/>	兵庫県	神戸ハーバーランド駐車場 ※ダイヤパーキング・モザイクパーキングのみ (入口は従来通り駐車券をお取り下さい)
<input type="checkbox"/>	兵庫県 香川 岡山	ジャンボフェリー・宇高国道フェリー(2009年3月31日まで実験サービス中) ※車検証のコピーを同封ください

登録数合計 ※最大3箇所まで	箇所
-------------------	----

重 要

ジャンボフェリー・宇高国道フェリーのご利用を希望される方へ

- ETCでご乗船いただけるのは、車長6m以下の乗用車・トラック・キャンピング車とオートバイ(126cc以上)のみです。その他の車両は従来通り乗船券でのご利用となります。
- ご登録には車検証のコピーが必要です。本申込書と一緒に送り下さい。
- 往復割引・回数券など他の割引の方が料金安い場合があります。ご確認の上、ご利用ください。
- ジャンボフェリー・宇高国道フェリーの社会実験期間は2009年3月31日までです。それ以降のサービス内容(対象車両・料金等)は未定です。

ITS事業企画株式会社

電話：03-3211-7174 (平日9:15~17:30 除く年末年始)

e-mail: info@itsbiz.co.jp

URL: http://www.itsbiz.co.jp

① IBA

<IBA利用車番号サービス規約>

第1条 (本規約の目的)

本規約 (以下「本規約」という) は、アイ・ティー・エス事業企画株式会社 (以下「IBA」という) が直接又はIBAと提携した事業者 (以下「提携者」という) と提携して提供する第6条に定めるIBA利用車番号サービス (以下「サービス」という) の提供を受けるための登録条件及びサービスの利用につき規定したものです。

第2条 (会員)

本規約におけるIBA利用車番号サービス会員 (以下「会員」という) とは、本規約を承諾の上、次の各号に定める条件を全て満たし、第3条に定めるサービス利用登録手続を完了した上でその登録を維持している方とします。

- (1) ETCサービス (有料道路事業者等が運用する自動料金収受システム) に対応したETC車載器 (車両に取り付けて車外のアンテナと必要な情報を送信する無線機をいい、以下「ETC車載器」という) に関し購入等の方法によりその正当な使用权を取得していること
- (2) 前号のETC車載器を、ETC車載器メーカーが別途指定する方法により、自己の車両に適正に取り付けていること
- (3) IBAがIBA利用車番号サービス申込書 (以下「サービス申込書」という) 上で指定するカード会社の中から、自己が有効に保有するクレジットカードのカード会社を選択していること

第3条 (サービス利用登録等)

1. IBAは、サービス利用に必要な情報を記録して利用可能な状態にする手続 (以下「サービス利用登録」という) を、以下のとおり行います。
 - (1) 会員になるようとする者は、①サービス申込書及び②ETC車載器を搭載する車両の車検証の写しを、IBA又はIBAの指定する者 (以下「登録業者」という) 宛に提出していただきます。
 - (2) IBAは前号で受領したサービス申込書の記載事項及び車検証に記載された情報から、サービスの提供が可能かどうかを判断します。IBAがこれを不可能と判断した場合は、速やかに当該会員になるようとする者に対してその旨及び会員となることを拒絶する旨を通知します。
 - (3) 前号において、IBAが当該会員になるようとする者に対するサービスの提供が可能と判断した場合には、当該会員になるようとする者の個人情報と会員情報としてIBAの運営する個人情報管理センターに登録するとともに、その他一切のサービス利用登録に係る手続を行います。
 - (4) 前号の登録手続完了後に、IBAは、当該会員になるようとする者に対して、自ら又は登録業者をして、会員として登録した旨通知し、サービスの提供を行います。
2. IBAは、サービスを提供するために必要な範囲で、提携先の第三者に対して車載器管理番号 (会員になるようとする者からサービス申込時に提供されるETC車載器を特定する番号をいう) による照会を行い、当該第三者から利用車番号の提供を受けます。なお、この利用車番号は、特定の個人を識別できる情報ではないため、当該第三者にとっては個人情報保護法上の個人情報には該当しません。
3. 会員は、サービス利用登録について、所定の登録料をご負担するものとします。

第4条 (登録内容の変更)

1. 会員は、サービス申込書表面に記載した情報及びサービスを利用する車両自体若しくはその車検証の内容に変更が生じた場合は、速やかにIBA所定の方法により変更の内容を届け出るものとします。
2. 会員による前項の情報変更届出の不備、誤り又は第5条第3項及び第4項に定める手続不備が原因で、IBAからの通知、第三者のサービス利用による会員への課金その他サービス利用上の支障が生じても、IBAは一切責任を負いません。又、会員は、本条とは別に、ETCサービスに係る登録情報の正確性保持や通知義務についても自己の責任において履行する義務があること及び当該義務を遵守しない場合には、ETC事業者からの通知がなされたり、ETCサービスについて利用上の支障その他の支障が生じるおそれのあることを確認します。

第5条 (ETC車載器の取り扱い、報告義務)

1. 会員は、ETC車載器の分解、改造等当該車載器の機能を損なうおそれのある行為を行ってはけません。
2. 会員は、ETC車載器の周辺に物を置くなどして電波をさえぎってはけません。
3. 会員は、ETC車載器の取り付けられた車両のナンバープレート (自動車登録番号標及び車両番号標をいう) が変更になった場合、ETC車載器の取り付けられた車両を牽引できる構造に改造した場合及びETC車載器を他の車両に付け換えた場合は、前条に定める届出手続を行うものとします。
4. ETC車載器の盗難、譲渡、廃棄、破損又は買い替え等の事由により会員が当該ETC車載器を利用できない状態になった場合、当該会員は、速やかにIBAにIBA所定の書面に報告するものとし、かつ、退会するものとします。当該会員が再度会員となるためには、改めて本規約に定めるサービス利用登録手続をする必要があります。なお、当該報告をしない場合については、前条第2項の適用があります。
5. IBAサービスは会員のみが利用できるサービスであり、会員は、サービス利用登録が完了したETC車載器又は同器の取り付けられた車両を第三者に使用させ、IBA利用車番号サービスを利用させてはけません。

第6条 (サービス内容及び利用上の注意事項等)

1. IBA利用車番号サービスとは、ETC車載器から取得される利用車番号を利用して、IBAが直接又は提携者と提携して提供するサービスをいい、IBA又は提携者がホームページ等で案内するものをいいます。
2. サービスは、右記の標章を掲げている店舗その他の施設において提供します。
3. サービスにおける利用車番号は、ETC車載器と取り付けられている車両を特定するためのものであり、ETCカードを特定するものではありません。
4. サービスの提供を受けるためには、ETC車載器にETCカードの挿入が必要となります。
5. サービスの利用料金については、ETCカードによる支払いをすることはできず、別途IBAに届け出るクレジットカードによる支払いとなります。
6. IBAは、サービスを行うにあたり、サービスにおいて利用する利用車番号を保護するために十分な情報セキュリティを行います。
7. IBAが会員に提供するサービスの対価は別途定めるものとします。

第7条 (利用履歴の確認)

1. IBAは、会員に対して定期的に利用明細書を郵送します。
2. 会員は、前項の利用明細書を受領後、その内容を直ちに確認し、内容に異議があるときは、同明細書受領後10日以内に、IBAに対して異議を申し出るものとします。異議の申し出がない場合、IBAは当該会員が同明細書の内容を承認したのとして取り扱います。
3. 会員から前項の異議の申し出があった場合には、IBAは、当該会員に対する適切なサービス提供を確保するため、当該会員に係るサービス及び当該会員が選択している全サービスの提供を停止します。
4. 会員から第2項の異議の申し出があった場合であって、IBAが当該異議に理由があると認めるときは、当該異議部分に係る利用料金は、当該会員が別途IBAに届けたクレジットカードによる精算 (クレジットカード代金請求時における相殺又は返金処理等) を行います。

第8条 (サービスの変更・中断・中止)

1. IBAは、IBA若しくは提携者若しくはクレジットカード会社の技術的要因又は事業開始前には予測の付かない不確実要素などによる判断、設備の保守・点検、天災・停電・戦争等の不可抗力により運営が困難な場合、その他IBAの都合により、サービス利用

- 登録手続及びサービスの全部又は一部を変更、中断、又は中止を行うことがあります。
2. IBAは、サービスの変更、中断、又は中止を行う場合は、IBAはインターネット上のIBAが運営するホームページ上で変更内容乃至中止の通知を行います。
3. サービスの変更、中断、又は中止がなされた場合、会員はIBA及び提携者に対して、損害賠償その他の請求はできないものとします。

第9条 (個人情報の取扱いに対する同意)

1. 会員は、IBA及び提携者が自己の個人情報を以下の目的で利用することに同意します。
 - (1) サービスを提供するため
 - (2) サービス及び提携者等の営業案内を行うため
2. 会員は、IBAが自己の個人情報を以下の態様で取り扱うことに同意します。
 - (1) IBAが、一定の個人情報 (利用店舗名称、利用日時、会員氏名、性別、年代、郵便番号、住所、購入商品名、購入金額等) を、セキュリティを講じた電子的方法で提携者に対して提供し、提携者がサービスを提供するためにこれを利用すること
 - (2) IBAが、会員の個人情報を、特定の個人を識別できない情報に加工した上で、提携者に提供すること
 3. IBAとは別に、提携者が、会員に対し個人情報その他の会員に属する情報の開示を求めることがあります。このとき、会員は、自己の責任により、当該情報を開示するか否かを判断するものとします。
 4. 前項に従って会員が開示した情報については、IBAは、当該提携者からその開示を受けることができるものとします。但し、IBAは、当該情報をサービスの円滑な提供及び第1項の目的及び第2項に定める取扱いのためにのみ利用するものとし、又、会員の同意なく第三者に開示しないものとします。
 5. 第3項乃至前項に関して当該会員に生じた損害については、IBA及び提携者は、故意又は重大な過失がない限り、何ら責任を負わないものとします。

第10条 (個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員は、IBA及び提携者に対して、法令の範囲内で、自己の保有個人データについて開示、訂正、利用停止等を請求することができます。
2. 前項の求めの対象となった保有個人データの内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、IBA及び提携者は、法令の範囲内で、訂正又は削除に応じます。
3. 会員は、IBAによる提携者への個人情報の提供に対して同意しないときは、IBAに対して、提携者への提供を行わないよう求めることができます。但し、この場合には、第13条第3項の定めに従い、IBAは、当該会員を退会させることができます。又、当該会員が退会する場合には、この時点で支払済みの登録料その他一切については、IBA及び提携者に対して返還を求めることができません。

第11条 (委託)

会員は、IBAが本規約上の業務を第三者に対して委託すること及び当該第三者が受託者として自己の個人情報の取扱いを行うことを予め同意します。

第12条 (会員登録期間)

1. 会員登録期間は、IBAによる会員の登録完了時から、第8条の定めによるサービスを中止時又は当該会員の退会時までとします。
2. IBAは、前条の期間内であっても、自己の都合により、その1ヶ月前までに通知することによって、サービス利用登録手続及びサービス提供自体を中止することがあります。この場合、会員は、IBA、その関連会社及び提携者に対して損害賠償その他何らの請求も申しえないものとし、以後は専らETCサービス利用のためにETC車載器を利用することに同意するものとします。

第13条 (退会)

1. 会員は、第2項以下の手続により、いつでも会員制度から退会することができます。
2. 前項に定める退会の具体的手続は以下のとおりとします。
 - (1) 会員は、IBAに対して、退会を希望する旨の電話連絡を行います。
 - (2) 上記連絡のあった日から3営業日以内に、IBAは会員に対して退会申込書を郵便にて発送します。
 - (3) 会員が上記退会申込書に必要事項を記入の上、IBAに対して返送した場合には、IBAは当該退会受領日から1営業日以内に、IBAのサービス管理用サーバーから当該会員のデータを抹消します。この抹消手続の完了と同時に、会員は退会したものとみなします。
 3. 会員が次の各号の何れかに該当するとIBAが判断した場合には、当該会員は、退会していただく場合があります。この場合には、IBAはその判断のときから1営業日以内にIBAのサービス管理用サーバーから、当該会員のデータを抹消し、その旨を当該会員に通知します。この通知発送の完了と同時に、当該会員は、退会したものとみなされます。

- (1) サービス登録の内容に虚偽の事実があることが判明した場合
- (2) 第9条に規定する個人情報の取扱いに同意しない旨を明らかにした場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) 会員に対する適切なサービス提供を確保するために必要がある場合
- (5) その他会員として相当でないと思われる事情がある場合
4. IBAは、退会した会員の同意なく、同人の個人情報を使用し、又は第三者に開示しません。但し、第9条第2項第2号の定めに従い、特定の個人を識別できない情報に加工して提携者に提供する場合を除きます。

第14条 (退会時の手続)

会員は、前条に定める退会をした場合、退会の時点までにIBA又は提携者に対して負っている債務について当然に期限の利益を喪失するものとし、当該退会時に当該債務を精算する義務を負うものとします。

第15条 (規約の変更)

1. 本規約の内容は、一般に相当と認められる範囲で、会員の承諾を得ることなく変更される場合があります。この場合、サービス内容及び提供条件については、変更後の規約によるものとします。
2. 前項により会員登録期間中に本規約の内容が変更されたことにより、サービスの低下等の不利益が生じた場合でも、IBA及び提携者は何ら責任を負わないものとします。

第16条 (契約期間)

本規約は、会員の登録日の後に到来する直近の3月31日まで効力を有するものとします。但し、IBAが第8条の定めによりサービスを中止した場合は第13条第2項以下の手続により会員が退会した場合を除き、自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様にします。

第17条 (損害賠償)

1. IBA又は提携者は、IBA又は提携者に故意又は重大な過失がある場合を除き、サービスより発生した当該会員の損害に対しいかなる責任も負いません。
2. 会員は、自己が本規約の何れかに違反した結果又は関連する法規等に違反した結果、第三者又はIBAに対して何等かの損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害の賠償を行うものとし、IBAに一切迷惑をかけるものとします。

第18条 (通知・連絡等)

会員は、本規約に定めるIBA宛の通知、連絡、報告等をする場合、以下に宛てて行うものとします。

アイ・ティー・エス事業企画株式会社
企画管理ユニット
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 電話 03-3211-7174

第19条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されます。

第20条 (合意管轄)

会員とIBAは、本規約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。